

No.	項目	質問内容	回答
1	その他	・現在使用する単独処理浄化槽は問題なく使用できていますが、合併処理浄化槽へ入れ替えしなければいけないのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成13年の浄化槽法の改正で、生活雑排水（台所、風呂場、洗濯等からの汚水）が処理されない単独処理浄化槽の新規設置は禁止されました。</li> <li>・また、単独処理浄化槽の使用者は合併処理浄化槽への早期転換に努めることとされました。</li> <li>・水質汚濁の防止や周辺環境の保全を図るためにも合併処理浄化槽への早期転換にご協力をお願いいたします。</li> </ul>
2	その他	・自宅で使用している浄化槽が、単独処理浄化槽かわかりません。	・浄化槽保守点検業者、浄化槽施工業者に確認をお願いいたします。
3	浄化槽補助金	・新築に伴い合併処理浄化槽を設置する場合は補助金の対象となりますか。	・新築補助については、平成28年度からの時限措置として、下水道事業計画区域を縮小した区域等を補助対象としていたところであり、当該補助金については、令和5年度で終了となりました。
4	その他	・浄化槽処理促進区域とは何ですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道事業計画区域、農業集落排水処理施設事業区域、地域汚水処理施設処理区域で整備を進める「集合処理区域」と合併処理浄化槽で整備を進める「浄化槽処理促進区域（個別処理区域）」を明確に区分しました。</li> <li>・当補助金では、「浄化槽処理促進区域」を補助対象地域としています。</li> </ul>
5	浄化槽補助金	・浄化槽補助金の対象地域かどうかわかりません。	・経営企画課（0246-22-7519）までお問い合わせください。
6	浄化槽補助金	・「集合処理区域内」ですが、しばらく下水道は整備されないと聞きました。その場合は補助金の対象となりますか。	・質問4のとおり、「個別処理区域」を補助対象地域にしていますので、「集合処理区域」では補助金の対象とはなりません。

7	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併処理浄化槽へ転換するメリットについて教えてください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単独処理浄化槽や汲み取り便槽では、台所や洗面所、お風呂などの排水は浄化処理されずにそのまま側溝などに放流されています。</li> <li>・そうした生活排水は、悪臭や害虫の発生の原因になっているほか、汚泥の堆積の一因となっています。</li> <li>・一方、合併処理浄化槽は、し尿に加え、生活排水も処理することにより、きれいな水しか放流されないため、生活環境の良化を図ることができます。</li> </ul>
8	浄化槽補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所は補助金の対象となりますか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当補助金は一般家庭を対象としているため、事業所は対象となりません。</li> <li>・また、事業所の他、集会所など自己の居住用途以外の建物も対象外です。</li> <li>・なお、住宅部分が全体面積の1/2以上を占める併用住宅については補助金の対象となります。</li> </ul>
9	浄化槽補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽の切替え（単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽への切替え）だけでなく住宅の増改築も同時に行う予定ですが、補助金の対象となりますか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の対象となります。</li> <li>・しかし、増改築を伴う場合、工事内容によっては、宅内配管工事費は補助対象外となりますのでご注意ください。</li> </ul>
10	浄化槽補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すでに着工しているのですが、申請はできますか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できません。</li> <li>・この補助金は、着工前までに交付申請を行い、交付決定を受けてから着工する必要があります。</li> </ul>
11	浄化槽補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・どれくらいの費用がかかるのか教えてください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地や建物の形状などにより費用は変動します。</li> <li>・また、各業者により費用は異なると思われるので、複数業者で見積もりされることをお勧めいたします。</li> </ul>

12	浄化槽補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽施工業者を教えてください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽工事については福島県に登録している業者のみが工事可能となっております。</li> <li>・令和8年度いわき市浄化槽整備事業補助金のホームページに浄化槽施工業者一覧を掲載しておりますので、そちらをご覧くださいようお願いいたします。</li> </ul>
13	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境配慮型浄化槽とは何ですか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費電力の基準のほか、浄化槽のコンパクト化など、通常のものに比べ環境に配慮された設計となっている合併処理浄化槽のことをいいます。</li> <li>・詳細は浄化槽システム協会ホームページをご覧ください。</li> <li>・なお、当補助金の対象となる浄化槽は、環境配慮型浄化槽のうち、国の定める省エネ基準を満たす浄化槽となっております。</li> </ul>
14	維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽の維持管理について教えてください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽法で、浄化槽の管理者は、保守点検、清掃、法定検査を行うことを義務付けられています。</li> <li>・保守点検は、浄化槽の機能が正常に保持されるよう、浄化槽の装置、機械等の修理・調整、消毒剤の補充や汚泥の状況を確認するものです。</li> <li>・清掃は、汚泥やスカム※の引き出し、装置の洗浄を行う作業です。</li> <li>・法定検査は、浄化槽法第7条に規定する検査と、第11条に規定する検査の2種類があります。</li> <li>・7条検査（竣工検査）は浄化槽使用開始後3～5か月で実施し、浄化槽が適切に設置され、正常な機能を発揮しているか確認する検査です。</li> <li>・11条検査（定期検査）は毎年1回、浄化槽が適正に管理され、正常に機能しているか確認する検査のことです。</li> </ul>

			<p>※スカムとは</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・汚泥が自ら発生した気体を含んで軽くなり、水面に浮上したものをスカムと言います。</li> </ul>
15	浄化槽補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページに掲載されている補助金交付申請書のほかに必要な書類を教えてください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票と市税完納証明書が必要になります。</li> <li>・各種証明書の請求手続きについては、本庁市民課、各支所、各市民サービスセンター等で行って頂くようになります。</li> </ul>
16	浄化槽補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の申請期間について教えてください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年度の補助金の申請開始は令和8年4月7日（火）からを予定しております。</li> <li>・工事を全て完了させ、令和9年3月12日（金）までに実績報告書を提出する必要があります。</li> </ul>
17	浄化槽補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次年度以降の浄化槽整備事業補助金について教えてください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事業については、平成6年度から実施している事業であり、次年度以降も継続していく予定であります。</li> </ul>
18	浄化槽補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家を取り壊すにあたり、浄化槽の撤去費補助は補助金の対象となりますか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の対象とはなりません。</li> <li>・既存の住宅において、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から切り替えて、合併処理浄化槽を設置する場合においてのみ補助金の対象となります。</li> </ul>
19	浄化槽補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集合住宅（アパート）における単独浄化槽からの合併処理浄化槽への切替え工事について、42人槽を1基設置する予定であったが、中型の浄化槽であることから、浄化槽本体が大きいため、搬入経路が取れないこと、さらに浄化槽設置のスペースがとれないことから、設置する浄化槽を分けて、21人槽の浄化槽2基の設置を予定していますが、この場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21-30人槽を2基設置した場合と31-50人槽を1基設置した場合における交付金の金額を比較し、少ないほうの金額を交付する。</li> <li>・浄化槽本体補助（21-30人槽）1,840千円×2基+撤去費補助 150千円×1基+宅内配管補助 330千円×1基=<b>4,160千円</b></li> <li>・浄化槽本体補助（31-50人槽）2,546千円×1基+撤去費補助 150</li> </ul>

		における浄化槽補助金の取り扱いについて教えてください。	千円×1基+宅内配管補助 330千円 ×1基= <u>2,996千円</u> ・21-30人槽を2基設置した場合においても補助金額は2,996千円となります。
20	浄化槽補助金	・撤去費補助における補助対象とならない場合を教えてください。	・原則として、完全に撤去しないと補助対象になりません。 ・ただし、完全に撤去すると建築物の安全に支障を及ぼす場合などは、撤去が一部であっても補助対象となる場合がありますので、事前にご相談ください。
21	浄化槽補助金	・母屋と離れにそれぞれ単独処理浄化槽が設置されていますが、新たに合併処理浄化槽を1基設置することを予定していますが、この場合における撤去費補助金の取り扱いについて教えてください。	・撤去費補助については、あくまで合併処理浄化槽への転換に伴うものになりますので、合併処理浄化槽を1基設置する場合には、単独処理浄化槽を2基撤去しても1基分の補助（単独処理浄化槽の場合15万円、汲み取り便槽の場合12万円）となります。
22	浄化槽補助金	・宅内配管工事費補助における補助対象とならない場合を教えてください。	・家の構造を変えることにより配管工事もその増改築工事の一環として行い、家屋の新築と同等とみなされる場合には、宅内配管補助の対象となりません。
23	浄化槽補助金	・切替補助について、借家人でも補助対象になりますか？	・大家でも、借家人でも補助対象となります。 ・大家が申請する際の条件として、①既に居住者がいる場合、②借家人が決まっている場合のいずれかの場合が補助対象となります。 ・借家人が申請する場合は、大家の同意が必要となります。
24	浄化槽補助金	排水ヘッダー（床下集合配管システム）は宅内配管補助の対象になりますか？	排水管を敷設する方法のひとつであることから補助対象となります。